



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年12月24日(火) 第9761号

目次

ページ

告示

○解除予定保安林(森林保全課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定(同)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○道路の供用開始(同)	3

公告

○土地改良事業の換地処分(農村整備課)	3
○都市計画特定用途制限地域の決定に係る縦覧(都市計画課)	3
○都市計画地区計画の決定に係る縦覧(同)	4
○同	4
○同	4
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧(同)	4

■ 告 示

◎群馬県告示第233号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和元年12月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 安中市小俣字遠ノ尾根1005の2、字坊谷津970の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第234号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年12月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	144号	吾妻郡嬭恋村大字大笹字町屋入1858番の1地先から同郡同村大字同字長井1868番の4地先まで	前	7.8～16.5	434.8
			後	7.8～16.5 8.6～23.2	434.8 462.3

◎群馬県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
一般国道	144号	吾妻郡嬭恋村大字大笹字町屋入1858番の1地先から同郡同村大字同字長井1868番の4地先まで	令和元年12月26日 午後2時

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営世良田土地改良事業の換地処分を令和元年12月18日に行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和元年12月24日

群馬県知事 山本 一太

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、吉岡都市計画特定用途制限地域の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年12月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 吉岡都市計画特定用途制限地域 吉岡地区
- 2 都市計画の決定年月日 令和元年12月9日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び吉岡町産業建設課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、吉岡都市計画地区計画の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年12月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 吉岡都市計画地区計画 駒寄スマートIC東周辺地区
- 2 都市計画の決定年月日 令和元年12月9日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び吉岡町産業建設課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、吉岡都市計画地区計画の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年12月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 吉岡都市計画地区計画 前橋伊香保線吉岡バイパス沿線地区
- 2 都市計画の決定年月日 令和元年12月9日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び吉岡町産業建設課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、吉岡都市計画地区計画の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年12月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 吉岡都市計画地区計画 既存商業地地区
- 2 都市計画の決定年月日 令和元年12月9日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び吉岡町産業建設課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、吉岡都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年12月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 吉岡都市計画用途地域 駒寄スマートIC東側周辺地区及び町役場西地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和元年12月9日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び吉岡町産業建設課

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
